



循環型社会形成に向けた主な取組

平成20年11月28日（金）

環境省

第2次循環基本計画に国の取組(国内における取組)として
定められたもののうち、主に環境省が担当するもの

<p>基本的方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国全体の循環型社会形成に関する取組の総合的な推進 ・地方公共団体を始めとする関係主体の連携・協働の促進 	<p>点検</p>	<p>物質フローや廃棄物等に関するデータの把握、分析、公表</p>
<p>重点施策</p>	<p>1.低炭素社会、自然共生社会との統合 廃棄物発電の導入等による温室効果ガス排出量の削減、LCA的観点の強化、バイオマス系循環資源の有効活用、里地里山の利用・管理 等</p> <p>2.「地域循環圏」形成推進 地域循環圏形成に当たってのコーディネーター、地域計画策定 等</p>		
<p>対国民 事業者</p>	<p>3.ライフスタイルの変革 環境教育・環境学習、国民運動展開、先存取組支援 等</p>	<p>4.循環型社会ビジネスの振興 グリーン購入・契約による率先実行、再生品等の評価・表示、グリーン製品等の情報提供、廃棄物の収集・運搬・処分等の手続きの合理化、優良事業者の育成 等</p>	
<p>基盤的施策</p>	<p>5.循環資源の適正利用・処分に向けた仕組みの充実 各種リサイクル制度や廃棄物処理制度などの充実・強化、一般廃棄物の分別収集・適正処分の段階的な高度化の推進、アスベストやPCB等の適正処理、廃棄物処理施設や最終処分場の整備 等</p> <p>6. 3Rの技術とシステム高度化 3R技術・システムに関する研究・技術開発支援、モデル事業実施、率先調達、情報提供等</p> <p>7.情報の的確な把握・提供、人材育成 物質フロー、廃棄物発生量等に関する統計情報の点検整備、提供、人材交流、研修 等</p>		

第2次循環基本計画のポイント 1

ポイント1: 3つの社会への統合的取組

持続可能な社会の実現に向け、低炭素社会や自然共生社会に向けた取組と統合して、循環型社会の形成を国内外問わず実現

○循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進

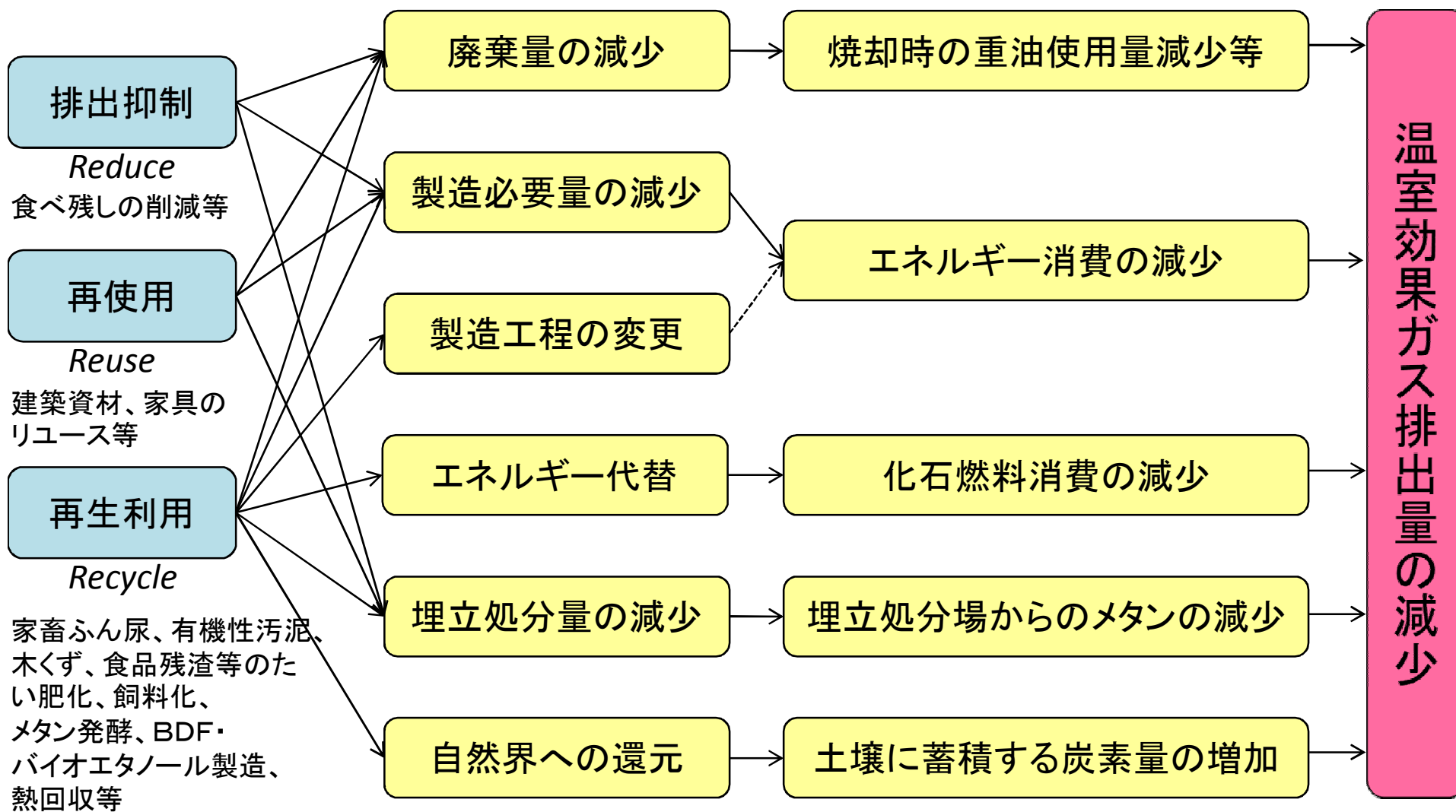
- ✓ 廃棄物発電の導入等
- ✓ バイオマス系循環資源の有効活用

○循環型社会、自然共生社会の統合的な取組の推進

- ✓ 枯渇性資源の使用量増大の抑制
- ✓ 生物多様性の保全に配慮した、再生可能な資源の持続可能な利用の推進

循環型社会と低炭素社会の両立(概念図)

例. バイオマス系廃棄物の排出量削減と温室効果ガスの排出量の関係



京都議定書目標達成計画の改定

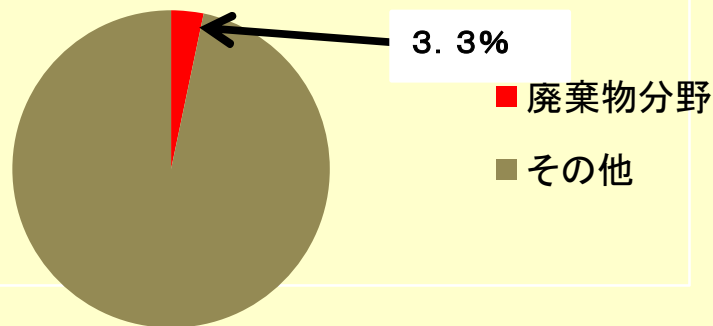
(廃棄物分野における地球温暖化対策)

(平成20年3月閣議決定)

現状

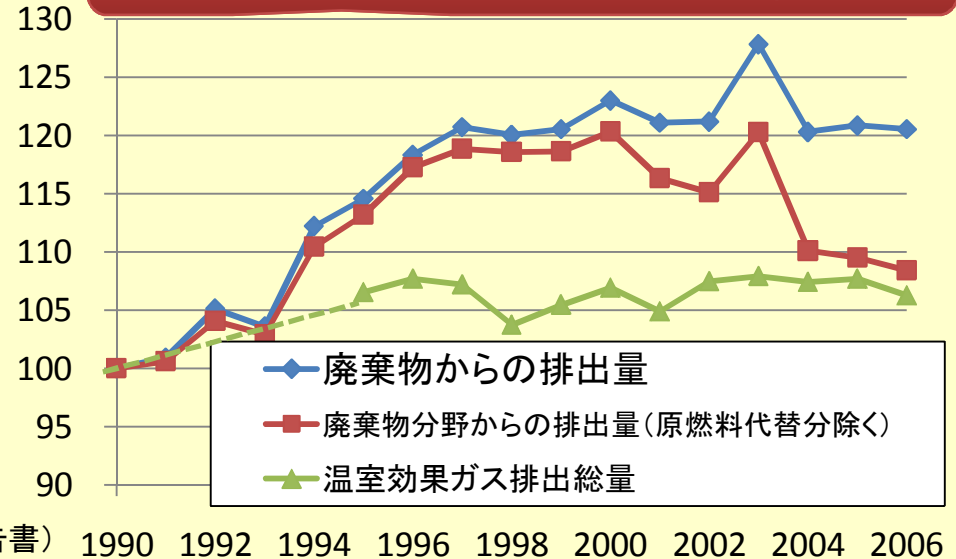
日本の温室効果ガス総排出量における
廃棄物分野の割合3.3%(平成18年度)

日本の温室効果ガス総排出量に
おける廃棄物分野の割合(%)



(出典: 2008年温室効果ガスインベントリ報告書)

1990年度比で約21%増
(エネルギー回収分を除くと8.4%増)



排出事業者(例)

- 経団連自主行動計画
- ・3Rの一層の推進
- ・生分解性産業廃棄物の最終処分量削減 等

処理業者(例)

- 全産連自主行動計画
- ・3Rの推進
- ・生分解性産業廃棄物の最終処分量削減
- ・廃棄物発電の推進 等

消費者(例)

- ・ごみ有料化等を通じた発生抑制への取組
- ・分別排出の徹底 等

▶ 低炭素社会・循環型社会の同時実現

全産連環境自主行動計画

■平成19年11月に、(社)全国産業廃棄物連合会が自主行動計画を策定

■全産連会員は、2010年度における温室効果ガス排出量を、基準年度(2000年度; 排出量1,009万トン)と同程度に抑制することを目標

(京都議定書第一約束期間(2008年度～2012年度)の平均値として達成)

(地球温暖化対策を実施しない場合の2010年度の排出量(BaU排出量)は、基準年度比で7%増加する見込み)

■平成20年3月に改定し収集運搬業も追加

今後実施予定の対策

中間処理業	対策1	焼却時に温室効果ガスを発生する産業廃棄物の3R促進
	対策2	産業廃棄物焼却時のエネルギー回収の推進
	対策3	温室効果ガス排出量を低減する施設導入・運転管理
最終処分業	対策4	準好気性埋立構造の採用
	対策5	適正な最終処分場管理
	対策6	生分解性廃棄物の埋立量の削減
	対策7	最終処分場周辺地及び処分場跡地の緑化
収集運搬業	対策8	収集運搬時の燃料消費削減
	対策9	収集運搬の効率化
	対策10	バイオマス燃料の使用
全業種共通	対策11	省エネ行動の実践
	対策12	省エネ機器への買い替え

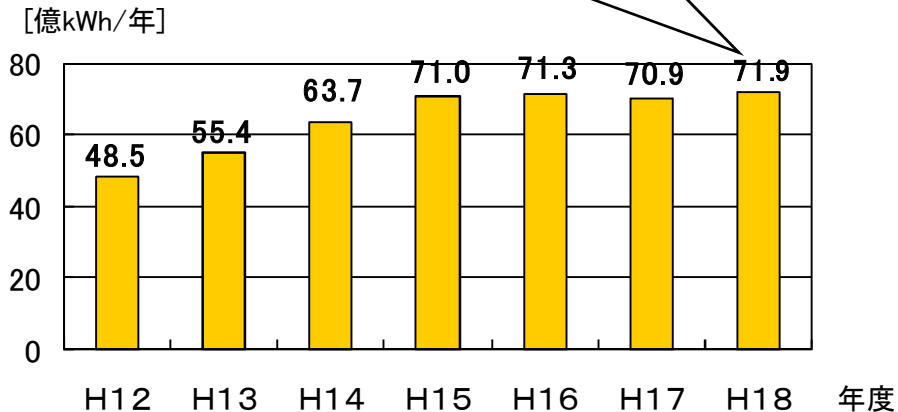
ごみ発電の進展

ごみ発電施設数の推移

(年度)	10	11	12	13	14	15	16	17	18
ごみ焼却施設数	1769	1717	1715	1680	1490	1396	1374	1318	1301
ごみ発電施設数	201 (11.4%)	215 (12.5%)	233 (13.6%)	236 (14.0%)	263 (17.7%)	271 (19.4%)	281 (20.5%)	286 (21.7%)	293 (22.5%)

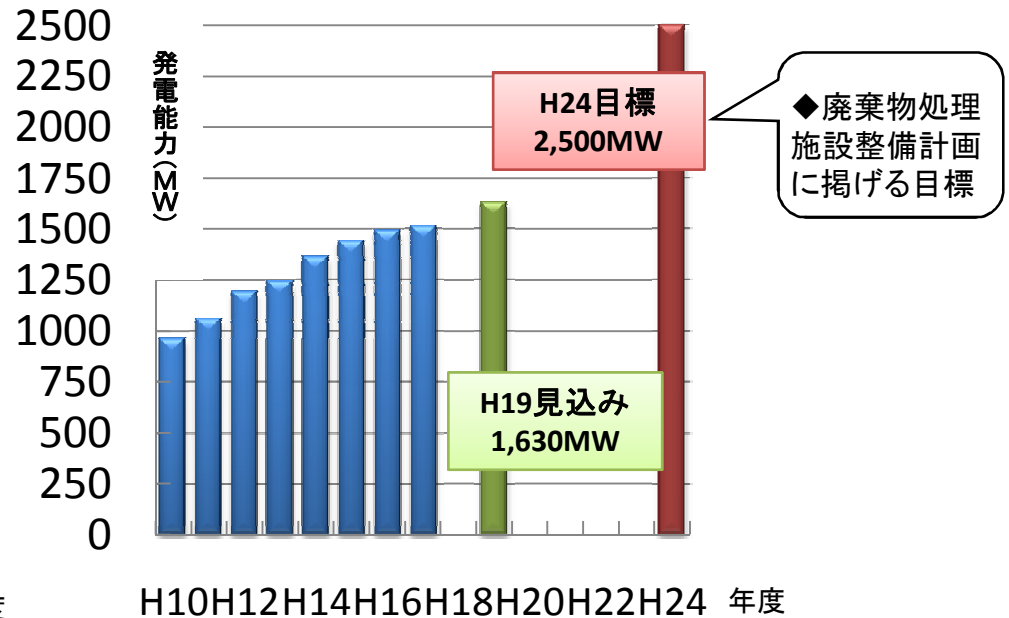
(出典：平成18年度日本の廃棄物処理)

◆原子力発電所1機分110万kWが設備利用率75%程度で稼働した場合の発電電力量に相当。



(出典：平成18年度日本の廃棄物処理)

ごみ焼却施設の総発電電力量の増加



(出典：平成18年度日本の廃棄物処理、廃棄物処理施設整備計画)

ごみ焼却施設の総発電能力の向上

第2次循環基本計画のポイント 2

ポイント2: 地域循環圏の構築等

地域の特性や循環資源の性質等に応じた最適な規模の循環を形成する「地域循環圏」の構築や、3Rの国民運動を推進

○「地域循環圏」の構築

- ✓ 廃棄物の適正処理を前提に、環境面や資源面、経済面の各観点から、循環資源ごとに地域の特性を踏まえて最適な循環の範囲の検討を推進
- ✓ 財政的支援や各種既存施策の活用により、地域循環圏の形成を推進

○3Rの国民運動の推進

- ✓ 3R推進マイスターなど、個人がとる行動の手本を示す国民運動を展開

3Rの取組体系

循環型社会形成推進基本法の下、以下の取組が行われている。

廃棄物処理法

多量排出事業者処理計画制度

産業廃棄物を多量に排出する事業者等による減量その他の処理計画の策定

再生利用認定制度

生産設備等を活用した再生利用を促進するための、環境大臣による認定制度

広域認定制度

製造事業者等による広域的な再生利用等を促進するための、環境大臣による認定制度

各種リサイクル法等

容器包装、食品、家電、建設、自動車リサイクル法

物品の性質に応じた個別リサイクル制度

資源有効利用促進法

使用済物品や副産物も含め、資源の有効利用を図るための省資源化、再資源化等の自主的取組を促進

グリーン購入法

国等によるリサイクル製品等の環境配慮物品の調達を促進

ライフスタイル・ビジネススタイルの変革

国民運動や各種イベント、シンポジウム、モデル事業等の実施